

Z—61—C

所得税法 試験問題

[注意事項]

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験開始後1時間及び試験終了前10分間は退場できません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
鉛筆、赤のインキ及び修正液(修正テープを含む。)を用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 試験問題は、平成23年4月18日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「C1—C9」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

【第一問】 —50点—

問 1 居住者である甲は、勤務先である内国法人A株式会社から付与された新株予約権を平成23年4月に権利行使し、A社株式を取得した。

当該新株予約権は、会社法に規定する一定の決議に基づき、また、特に有利な条件で発行されたものであり、譲渡についての制限が付されていたものである。

この場合の甲の新株予約権の権利行使による経済的利益について、甲の所得税の取扱いを説明しなさい。

問 2 居住者乙は、平成16年4月に取得した居住用財産を、平成23年5月に不動産業者に譲渡し、譲渡損失が生じた。その後、乙は、平成23年11月に新たな居住用財産を借入金で取得し居住の用に供している。

乙の平成23年分の譲渡所得以外の所得は、給与所得のみであり、譲渡損失の金額は、給与所得の金額を上回っている。

この場合における乙の譲渡損失の取扱いについて、説明しなさい。

【解答に当たっての注意点】

- 1 解答は答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。
- 2 税額等の計算に当たっては、納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①赤字の場合にはその金額の頭部に「△」を付してその赤字の金額を、②無い場合には「0」と記入しなさい。

問 1 居住者甲(49歳)の平成23年(以下「本年」という。)分の所得税の計算に関する事項は、以下の【資料 I】から【資料 IV】までのとおりである。これらの資料に基づき、各種所得の金額、課税標準額、所得控除額、課税所得金額及び税額の計算過程を明らかにして、甲の本年分の所得税の確定申告により納付すべき所得税の額又は還付されるべき所得税の額を計算しなさい。

【資料 I】

- 1 甲は、弁当や惣菜の製造販売業を営んでおり、本年分の事業所得に係る損益計算書は、次のとおりである。

損 益 計 算 書			
自平成23年1月1日		至平成23年12月31日	
		(単位：円)	
売上原価	30,470,100	売上高	89,505,300
販売費・管理費等	48,437,300	雑収入	308,200
青色専業専従者給与	5,900,000		
本年分利益	<u>5,006,100</u>		
	<u>89,813,500</u>		<u>89,813,500</u>

- 2 甲は、平成7年分以後の所得税について、所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。甲は、減価償却資産の償却方法については、所轄税務署長に対して届出はしていない。

なお、甲は、消費税の課税事業者であり、その経理に当たっては税込経理方式を選択しており、納付すべき税額は、申告時に必要経費に算入することとしている。

- 3 次の収入及び支出に係る金額は、上記の損益計算書には、含まれていない。
 - (1) 本年8月31日に、甲の店舗に他人の自動車飛び込む事故があり、事故を起こした者からの損害賠償金1,850,000円の収入があった。その損害賠償金1,850,000円の内訳は、店舗のドア及び壁の損害に対する賠償金900,000円、休業補償金700,000円、甲の妻Aの身体の傷害に対する賠償金250,000円である。

なお、店舗のドア及び壁の修理は資本的支出に該当するものではなく、甲が実際に修理業者に支払った金額は800,000円である。

また、休業補償金700,000円の内訳は、休業期間中に必要な人件費や水道光熱費等の諸経費相当額460,000円、休業期間中の営業利益相当額240,000円である。

(2) 上記の事故に関して甲が契約していた傷害保険から、甲の妻Aの傷害に対する見舞金100,000円の支給を受けた。なお、この傷害保険は、家族だけを被保険者としており、その他の使用人は被保険者になっていない。

4 甲の業務用の乗用車の車体には店舗の名称が表示されているので、休日でも外出の際には家族や従業員が使用してよいことにしている。本年は、従業員が休日に外出した際にガードレールに接触する事故を起こした際の修理代として98,000円、甲の子Bが商品の配送のため外出した際に他人の家の塀に接触した際の修理代として160,000円が発生した。いずれも使用者としてやむを得ないと考えて甲が負担したが、それらの支出に係る金額は、上記の損益計算書には含まれていない。なお、これらの家族や従業員の行為に関して、甲に故意又は重大な過失はない。

5 甲は、青色事業専従者として、甲の妻A、甲の子B及び甲の子Cの3人を所轄税務署長に対して届出をしている。

甲の妻A及び甲の子Bに対する本年分の給与の支給額は、その届出額の範囲内の額であり、各人の労務の対価として相当額であると認められる。

甲の子Cは、本年5月に結婚し、事業に従事しないことになった。甲の子Cに対する本年1月から4月までの4ヵ月分の給与は、昨年と同様月額140,000円の支払をしており、所轄税務署長に対する届出額の範囲内の額であり、甲の子Cの労務の対価として相当額であると認められるため、青色事業専従者給与として上記の損益計算書に含めている。

【資料Ⅱ】

甲の本年中の株式等の譲渡による所得及び配当所得等の状況は、次のとおりである。

- (1) E証券会社に保有する源泉徴収選択口座内のF株式会社に係る上場株式等の譲渡による所得の金額が80,000円あった。また、同口座に受け入れたG株式会社に係る上場株式等の配当等の金額100,000円があった。
- (2) H証券会社に保有する簡易申告口座において、次の損益の金額があった。
 - イ I株式会社の上場株式等に係る譲渡損失の金額が2,700,000円あった。
 - ロ 特定株式投資信託の受益権の譲渡による所得の金額が250,000円あった。また、その特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等の金額が70,000円あった。
 - ハ 社債的受益権の譲渡による所得の金額が100,000円あった。また、その受益権の収益の分配金が30,000円あった。
 - ニ 非上場の公募国内株式投資信託の受益権の譲渡による所得が160,000円あった。また、そ

の受益権の収益の分配金が20,000円あった。

- (3) 非上場のJ株式会社からの配当等の金額が50,000円あった。この株式は、本年9月に売却し、その譲渡による所得の金額は200,000円であった。
- (4) 外国為替証拠金取引の差金等決済による損失の金額が800,000円あった。この取引の相手方は先物取引業者Kであった。
- (5) 市場デリバティブ取引の差金等決済による所得の金額が500,000円あった。
- (注) F社、G社、I社及びJ社は、いずれも内国法人であり、甲は、これらの会社の発行済株式総数の5%以上の数を有する株主ではない。なお、配当等の金額は所得税の源泉徴収前の金額である。

【資料Ⅲ】

甲の父親Lは、平成20年3月に死亡している。甲の父親LはM社の社長であったが、M社は甲の父親Lの死亡後まもなくして事実上活動を停止しており、このほど清算することになった。M社には退職金給付規程があるので甲の父親Lに対して退職金が支給されるべきであったにもかかわらず、M社が事実上活動をしていなかったなどの事情で、その支給額が確定していなかったが、その清算に際して、甲の父親Lに対して20,000,000円の退職金の支給が確定し、本年8月に支払を受けた。勤続年数は15年であった。

甲と甲の母親Dは、法定相続分に基づいてこの退職金を分割して受け取った(相続人は2名のみである)。なお、甲の父親Lが所有していたM社の株式(評価額10,000,000円)は、甲の父親Lが死亡した際に甲と甲の母親Dが相続して相続税の申告は済ませている。

(注) この退職金は、相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものではない。

【資料Ⅳ】

1 甲が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。

(1) 国民健康保険料	600,000円
(2) 国民年金保険料	480,000円
(3) 一般の生命保険料	240,000円
(4) 個人年金保険料	360,000円

2 本年12月31日において甲と生計を一にし、かつ、同居している親族の状況は次のとおりである。

- (1) 甲の妻A(48歳) 青色事業専従者
- (2) 甲の子B(25歳) 青色事業専従者
- (3) 甲の母親D(72歳) 無職

3 甲が本年中に支払った医療費は、次のとおりである。

- (1) 本年8月の事故の際に支払った甲の妻Aの治療費200,000円。
- (2) 甲の母親Dの病気の治療費として支払った金額300,000円。

問2 居住者乙の平成23年(以下「本年」という。)分の所得税の計算に関する事項は、以下の【資料Ⅰ】及び【資料Ⅱ】のとおりである。これらの資料に基づき、各種所得の金額の計算過程を明らかにして、それぞれの金額を計算しなさい。

【資料Ⅰ】

1 乙は、不動産賃貸業を営んでおり、本年分の不動産所得に係る損益計算書は、次のとおりとなっている。

損益計算書			
自平成23年1月1日		至平成23年12月31日	(単位：円)
租税公課・管理費等	8,820,000	収入金額	19,800,000
借入金利子	550,000		
本年分利益	<u>10,430,000</u>		
	<u>19,800,000</u>		<u>19,800,000</u>

(注) 租税公課・管理費等には、減価償却費の金額が含まれている。

2 乙は、平成元年分以後の所得税について、所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。乙は、減価償却資産の償却方法については、所轄税務署長に対して届出はしていない。

なお、乙は、消費税の課税事業者であり、その経理に当たっては税込経理方式を選択しており、納付すべき税額は、申告時に必要経費に算入することとしている。

3 乙の不動産賃貸業の規模は、いわゆる5棟10室の形式基準を超えており、事業的規模に該当するものと認められる。

4 土地Nの上に賃貸用の建物Oがあり、いずれも乙が所有している。その建物Oは老朽化したため、これを取り壊して二世帯住宅を建て、長男夫婦と同居することとし、本年10月にこの建物を取り壊した。ただし、建築工事は来年になる予定である。

この建物の取壊しをするに当たり、乙は次に掲げる支出をしたが、これらの金額は【資料Ⅰ】の損益計算書には含まれていない。なお、建物の取壊し時までの期間の本年分の減価償却費は、【資料Ⅰ】の損益計算書に含まれている。未償却残高は1,008,200円であるが、その経理処理はしていない。

- (1) 建物の取壊し費用……………1,857,000円
- (2) 廢材の処分費用……………312,000円

- (3) 借家人であった者に支払った立退料……………1,200,000円
 - (4) (1)及び(2)の資金に充当した借入金の利子(本年に対応する部分)……………14,650円
 - (5) (3)の資金に充当した借入金の利子(本年に対応する部分)……………9,050円
- 5 乙が所有している土地Pは、Q社に賃貸しQ社がその土地に建物を建てて作業場として使用していた。乙は、土地Pの上に賃貸住宅を新築することとし、Q社と交渉して、作業場を乙が買い取ることを条件に、本年10月に立ち退いてもらった。賃貸住宅の新築工事は来年になる予定である。

Q社に立退きをしてもらうに当たり、乙は次に掲げる支出をしたが、これらの金額は【資料I】の損益計算書には含まれていない。

- (1) 作業場の取壊し費用……………712,000円
 - (2) 廃材の処分費用……………112,000円
 - (3) Q社に対して支払った立退料……………3,000,000円(内訳は、敷地の明渡しの対価2,000,000円、作業場の買取り代金1,000,000円である。)
 - (4) (3)の資金に充てた借入金の利子(本年に対応する部分)……………17,100円
- 6 乙が所有している賃貸用の建物Rの敷地を他に譲渡するため、本年3月にその建物Rを取り壊し、本年5月に21,500,000円で譲渡した。この敷地は、平成元年1月に17,000,000円で取得したものである。

この建物Rの取壊しをするに当たり、乙は次に掲げる支出をしたが、これらの金額は【資料I】の損益計算書には含まれていない。なお、建物Rの取壊し時までの期間の本年分の減価償却費は、【資料I】の損益計算書に含まれている。未償却残高は908,200円であるが、その経理処理はしていない。

- (1) 建物Rの取壊し費用……………1,911,000円
 - (2) 廃材の処分費用……………372,000円
 - (3) 借家人であった者に支払った立退料……………580,000円
- 7 乙が所有している賃貸用の建物Sの敷地は、生計を一にしている乙の母親Tが所有している。乙はTに対して地代の支払はしない代わりにこの土地に係る固定資産税の金額は乙が負担している。本年分に対応するその金額165,000円は、【資料I】の損益計算書には含まれていない。

- 8 乙が所有している土地Uは、乙の甥の住宅の敷地として無償で貸し付けている。この土地に係る固定資産税は乙が負担している。本年分に対応するその金額85,000円は、【資料I】の損益計算書には含まれていない。

【資料II】

乙の父親Vは、12年前に債務超過の状況のまま死亡した。その死亡の際に、乙は限定承認によって故郷に所在する土地Wを相続した。その土地の当時の時価相当額は5,000,000円であった

ので、収入金額5,000,000円とする父親の所得税の準確定申告をしたが、乙が実際に負担した乙の父親Vの債務の金額は4,700,000円であった。土地Wはその後使用しないで放置していたが、本年7月に地元の農家に対して5,700,000円で売却した。その譲渡に要した費用の金額は、200,000円であった。

問3 居住者丙の平成23年(以下「本年」という。)分の所得税の計算に関する事項は、以下の【資料I】及び【資料II】のとおりである。これらの資料に基づき、本年分の各種所得の金額、課税標準額及び課税所得金額並びに平成24年分に繰り越して控除することのできる損失の金額の計算過程を明らかにして、それぞれの金額を計算しなさい。

なお、丙は、平成元年分以後の所得税について、所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。丙は、減価償却資産の償却方法については、所轄税務署長に対して届出はしていない。

また、丙は、消費税の課税事業者であり、その経理に当たっては税込経理方式を選択しており、納付すべき税額は、申告時に必要経費に算入することとしている。

【資料I】

1 丙の本年分の各種所得の金額は、次のとおりである。

(1) 配当所得の金額………300,000円。これは、申告分離課税の選択をすることのできる上場株式等に係る配当所得の金額である。

(2) 不動産所得の金額………△100,000円。これは、収入金額7,080,000円から必要経費7,180,000円(借入金利子590,000円を含む。)を控除して計算した金額である。

丙が所有している賃貸用不動産は、賃貸アパート1棟と賃貸マンション1室であり、それぞれの収支内容は次のとおりである。

イ 賃貸アパート1棟の収支内容

収入金額4,900,000円から必要経費4,530,000円(借入金利子0円。)を控除した後の所得370,000円

ロ 賃貸マンション1室の収支内容

収入金額2,180,000円から必要経費2,650,000円(借入金利子590,000円を含む。このうち敷地の取得のために要した借入金利子の部分は240,000円。)を控除した後の赤字470,000円

なお、丙の不動産賃貸業の規模は、いわゆる5棟10室の形式基準を超えておらず、実質的にも事業的規模に該当するものとは認められない。

(3) 事業所得の金額………4,730,000円。これは、青色事業専従者給与額を控除した後の金額で、青色申告特別控除額を控除する前の金額である。

- (4) 総合課税の短期譲渡所得の金額……△350,000円。これは、900,000円で取得して自宅の居間に飾っていた絵画1点の譲渡による損失の金額である。
- (5) 総合課税の長期譲渡所得の金額……170,000円。これは、所有期間15年のゴルフ会員権に類する株式の譲渡による所得の金額である。
- (6) 申告分離課税の短期譲渡所得の金額……△4,263,000円。これは、譲渡時の時価7,000,000円で所有期間4年の土地を、お世辞になっている親戚の人に対して3,000,000円で譲渡したことによる損失の金額である。その親戚の人は、贈与税の申告をする予定である。
- (7) 申告分離課税の長期譲渡所得の金額……1,980,000円。これは、所有期間6年の投資用の土地を譲渡したことによる所得の金額3,080,000円と、所有期間10年の保養の目的で所有していた避暑地のバンガローを譲渡したことによる損失の金額1,100,000円を差し引きした後の金額である。
- (8) 申告分離課税の株式等に係る譲渡所得の金額……△2,240,000円。このうち△1,880,000円は、上場株式等を譲渡したことによる損失の金額である。
- (9) 丙が保険料の金額を支払った生命保険契約が満期になり、丙自身が本年以後生存を条件に毎年年金の支払を受けることになった。この保険契約では、本年以後5年間は年金の支払保証期間となっており、この保証期間分の年金は一括して支払を受けることができることになっている。そこで、丙は、本年4月、その保証期間分の年金の総額3,000,000円を一括して支払を受けた。なお、この年金の総額に対応する支払保険料の額は2,400,000円である。
- (10) 総合課税の先物取引に係る雑所得等の金額……△920,000円。
- (11) 申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額……1,840,000円。
- 2 丙には、平成22年分以前の各種所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、本年分に繰り越して控除することのできる損失の金額として、申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた平成21年分の損失の金額が2,380,000円ある。また、平成22年分以前の雑損控除の金額の計算上生じた雑損失の金額のうち、本年分に繰り越して控除することのできる損失の金額として、雑損控除の金額の計算上生じた平成22年分の損失の金額が450,000円ある。

【資料Ⅱ】

丙の本年分の所得控除の金額の合計額は、2,670,000円である。この所得控除の金額の合計額は、本年分の合計所得金額の金額によって変わることはない。

〔参考〕「課税総所得金額」に対する所得税の税額表〔求める税額 = A × B - C〕

A 課税総所得金額		B 税率	C 控除額
1,000 円から	1,949,000 円まで	5 %	0 円
1,950,000 円から	3,299,000 円まで	10 %	97,500 円
3,300,000 円から	6,949,000 円まで	20 %	427,500 円
6,950,000 円から	8,999,000 円まで	23 %	636,000 円
9,000,000 円から	17,999,000 円まで	33 %	1,536,000 円
	18,000,000 円以上	40 %	2,796,000 円